

軽度者に係る福祉用具貸与(例外給付)の取り扱いについて

1. はじめに

軽度者（要支援1、2及び要介護1、ただし特殊尿器については要介護1、2、3）に係る福祉用具貸与では、その状態像から見て使用が想定しにくい種目については、原則、保険給付対象外となります。

しかし、軽度者であっても福祉用具が必要な状態であると判断され、一定の要件を満たす場合には、例外的に保険給付の対象となります。

したがって、軽度者に係る福祉用具貸与の取り扱いについては、あくまで例外的措置であるという原則のもとに、以下の手順により利用者の状態像及び当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

2. 対象者

要支援1、要支援2、要介護1の被保険者

3. 対象種目

- ① 車いす及び車いす付属品
- ② 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③ 床ずれ防止用具
- ④ 体位変換器
- ⑤ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑥ 移動用リフト（つり具部分を除く。）
- ⑦ 特殊尿器※自動排泄処理装置（要介護3まで軽度者）

4. 実施方法

(1) 利用者の状態の確認およびアセスメントの実施

軽度者の福祉用具貸与にあたって、ケアマネジャー又は地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）は、

① 18年4月規定：認定調査の結果の確認

平成18年4月施行の例外給付<表1>に照らし、保険給付の対象となる状態像であるか否かを判断します。（ただし、ア-(二)、オ-(三)は※注1を参照）

→ 該当の場合、申請必要なし（確認資料は保管すること）

→ 該当しない場合、②を検討

<表1>

【厚生労働省第23号告示第19号のイ】

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア. 車いす 及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3.できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	なし ※注1
イ. 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3.できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」

ウ. 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
エ. 認知症老人 徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝 達できる」以外 または 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2.できない」 または 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1.ない」以外 (その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載され ている場合も含む。)
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4.全介助」以外
オ. 移動用リフト (つり具部分以外)	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助または全介助を 必要とする者	基本調査 2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	なし ※注 1
カ. 特殊尿器 (自動排泄処理 装置) ※注 2	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 排便において 全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」
	(二) 移乗において 全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4.全介助」

※注 1 ア-(二)及びオ-(三)については、該当する認定調査結果がないため、主治医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断します。

※注 2 カについては要介護 1、要介護 2、要介護 3 について例外給付の対象となります。

② 19年4月規定：利用者の状態像 i)～ iii)の判断

平成19年4月施行の例外規定に示された i)～ iii) の状態像<表2>に該当する可能性及び適切なアセスメントの実施による福祉用具貸与の必要性（自立支援のための有効性）の可否を判断します。

※<表1>に基づいて保険給付の対象と判断された利用者は、あらためて<表2>の手続きをとる必要はありません。

<表2>

【平成19年3月30日付 老振発第0330001号及び老老発第0330003号より】

手続き	① 以下の i)～ iii) いずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、 ② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合 ③ ①及び②について、鹿児島市が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。
-----	---

※ 以下の状態像が医師の医学的な所見（主治医意見書、診断書及びケアプラン連絡票等）により明確に確認できることが必要

状態像	i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者 <例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象> ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の状態像に該当するにいたることが確実に見込まれる者 <例：がん末期の急速な状態悪化> iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 <例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避> ※注 <>内の状態は、あくまでも i)～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎず、<>内の状態以外のものであっても、i)～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。
-----	--

【具体的な状態像や疾患の事例】

以下は、あくまでも例外給付による福祉用具の必要性が見込まれる軽度者の状態像の例示であり、例外給付の確認申請に際しては、医師の医学的な所見によって、利用者の状態像が上記 i)～ iii) のいずれかに該当するか否かにより判断されることとなります。

<表3>

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
i)頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中に急激な症状、症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、時間帯によって起き上がり困難となるため介助が必要な状態となる。	移動用リフト
ii)急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台

iii)重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な発作を医学的見地より回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	
	重度の逆流性食道炎で、誤嚥性肺炎の危険性を回避するため、状態を一定の角度に起こす必要性がある。	
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に介助を要する。	移動用リフト

※ 交通事故による骨折等、一時的な状態悪化に関しては、〈表2〉の状態像 i) ~ iii) に該当しないため、当該事由のみをもったの貸与は例外給付には該当しません。

(2)医学的所見の確認（当該利用者に係る医師の医学的状態像の判断）

ケアマネジャー等は、(1)の①に該当する場合を除き、アセスメントにより福祉用具の貸与が適当と判断した場合、次のいずれかの方法により医師に医学的な所見を求め、状態像 i) ~ iii) のいずれかに該当することを確認します。

なお、医師に対して医学的な所見を求める場合、単に情報提供を求めるのではなく、担当ケアマネジャー等としてのアセスメント内容及び必要と考えられる福祉用具の種目等、必要な情報を明らかにします。ただし、医師の医学的所見の求め方によっては、相当の自己負担金が生じる場合がありますので、あらかじめ利用者等への了承を得ておくことが必要です。

a. 主治医意見書

ケアマネジャー等は、利用者の同意を得て、主治医意見書の写しを市から入手し、状態像 i) ~ iii) のいずれかに該当することを確認します。

b. 医師の診断書、ケアプラン連絡票等

① ケアマネジャー等は、医師に医学的な所見を照会することについて、事前に利用者の同意を得る必要があります。なお、診断書による場合、自己負担金が生じることについて説明が必要です。

② 適切なアセスメントに基づき、照会の目的を明らかにした上で、医師に医学的な所見を求めます。

③ ケアマネジャー等は、医師から提供された診断書等により利用者の状態像が表2の i) ~ iii) のいずれかに該当することを確認します。

c. 医師の医学的所見の聴取

上記 a、b の方法によらず電話、面接及びその他の方法で医師の医学的な所見を求める場合は、当該利用者の状態像が i) ~ iii) のいずれかに該当する状態であるか詳細に聴き取る必要があります。聴き取った内容は、別記様式 1 に記入し提出してください。

※ 上記の一つの方法（a ~ c のいずれか）によつてのみでは、医師の医学的な所見による福祉用具の必要な利用者の状態像が判断できない場合、複数の確認方法により判断する必要があります。

【注意】

医師は医学的見地から被保険者の状態像を確認し、日常生活を送る上での助言を行うことはできますが、具体的な福祉用具の導入に関して決定する役割を担う立場ではありません。

特に、診断書、サービス担当者会議を介して情報を得る場合、「特殊寝台が必要」等と記載を求めるような依頼は医師の職務範囲を超えているだけでなく、明確な状態像を示す根拠とはなりません。

福祉用具貸与理由書において医師から得る情報は、あくまでも告示に示された状態像であり、導入を検討している医師の立場から導入を同意する趣旨の情報を求めているものではありませんので、十分に留意のうえ取扱いをお願いします。

(A市介護保険課、福祉用具貸与の取扱資料より)

(3) サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

ケアマネジャー等は、医師の医学的な所見による状態像を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施します。その結果、当該福祉用具貸与が必要であるという結論に至った場合、「軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書(別記様式2)」を作成します。

(4) 確認申請書類の提出

確認申請書の提出にあたっては、下記の書類を添えて介護保険課給付係に提出してください。

【添付書類】

- ① 確認申請書 (別記様式2)
- ② 医師の医学的な所見の確認書類 (写)
主治医意見書、診断書・ケアプラン連絡票等又は「医師の医学的な所見に係る確認書(別記様式1)」の写し
※複数の確認方法による場合、そのすべての書類の写し
- ③ ケアプラン1表、2表(介護予防ケアプラン(1)、(2)) 3表(写)
- ④ サービス担当者会議の記録等(写)

※ ④には医学的な所見を確認した医療機関、医師名及び医学的な所見を記載するとともにサービス担当者会議での検討内容、検討結果等を記録すること

③には本人、または代理人の同意の記録を確認します。

(5) 確認通知

市において提出された確認申請書類を確認のうえ、利用者の状態像に照らし当該福祉用具の利用が適切であると判断した場合、「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認書(別記様式3)」を担当のケアマネジャー等に通知します。

【保険給付開始日】

初日＝申請日(真に急を要する利用で必要性が判断できた場合は、事前連絡日)

(6) 福祉用具貸与の実施

- ① ケアマネジャー等は、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を確定し、利用者に説明した上で同意を得て当該ケアプランを交付します。
- ② ケアマネジャー等は、（介護予防）福祉用具貸与事業所等にケアプラン（介護予防ケアプラン）を交付するとともに、利用者の同意を得て、医学的な所見及び市から通知された保険給付開始日等、貸与に必要な情報を提供します。

※ 確認申請にもとづく例外給付の確認書を受けたケアマネジャー等は、市によって当該福祉用具の貸与について確認があった旨を必ず福祉用具貸与事業所に連絡するとともに、その写しを送付するなど適切な対応に努めてください。

- ③ （介護予防）福祉用具貸与事業所等は、利用者の状態像に適した福祉用具を保険給付の対象として貸与します。

(7) 必要性の検証

福祉用具貸与の実施後、ケアマネジャー等はモニタリング（月1回）、予防プランの目標達成状況の評価又は必要に応じて随時サービス担当者会議を開催する等の手段によって、当該福祉用具の必要性を検証し、その結果を記録しなければなりません。（これらの取扱いは、通常の福祉用具貸与の場合も同様です。）

【参考】

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

第13条

21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日 厚生労働省令第37号）

指定介護予防支援の具体的取扱方針

第30条

23 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

なお、利用者の状態像の変化に応じたモニタリング等の結果、種目の追加や変更が必要な場合、あらためて確認依頼申請の手続き等必要な対応をとる必要があります。

また下記の場合、サービス担当者会議の開催等により専門的な見地から意見を求め、居宅(介護予防)サービス計画の変更の必要性について検討することとされていることから、少なくともこの時点であらためて一連の確認行為等を行い、確認申請書の再提出を行ってください。

- ① 要介護(要支援)更新認定時
- ② 要介護(要支援)状態区分の変更申請時

(介保第488号・平成20年3月27日付「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について」により通知済み)

5. その他

(1) 要介護(要支援)認定申請中の場合の取り扱いについて

要介護(要支援)認定の申請中の方についても、例外給付の確認申請書の提出は可能ですが、その場合も通常の申請と同様の手続により、慎重かつ適切な検討を行う必要があります。

認定の結果「非該当(=自立)」とされた場合、その間の利用については全額自己負担となりますので、事前に利用者及びその家族等に十分に説明し、納得を得ておく必要があります。

また、要介護2以上の認定を受けた場合、結果として確認申請書の提出が不要となる(であった)場合も考えられますので、真に緊急に当該福祉用具の利用が必要な方を除き、申請は認定結果が確定してから行うことが望ましいと思われれます。

(2) 真に急を要する場合の利用について

医療機関等を退院(所)し、自宅においてターミナルケアを行う場合などで、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り等が困難となることが確実に見込まれ、緊急に福祉用具の利用が必要となった場合、窓口又は電話等(閉庁日はFAX)により市に必ず相談をいただいた上で、至急福祉用具貸与事業所と連携し当該福祉用具の手配を行うとともに、後日、できる限り速やかに確認申請の手続きを行ってください。

(3) 確認申請書の各支所での提出について

各支所で提出された確認申請書については、介護保険課給付係に到着後、その内容を審査し、必要性等を確認できた場合に申請日に遡って保険給付開始となります。

したがって、確認申請書の内容等の修正が発生した場合には、修正後の内容を確認できた日が保険給付開始日となりますので、ご注意ください。

(4) これまであった申請に係る不適当な事例

① 確認申請書が提出されていない、又は、確認申請書が提出された時点で既に福祉用具の貸与が開始されている。

確認申請により本市で当該福祉用具の貸与の必要性等を確認できた場合、申請書の受付日(=確認日とする)に遡って介護保険での給付が可能です。よって、所定の手続がなされていない期間の利用については、全額利用者の自己負担扱いとなりますので、事前に利用者やその家族等に十分説明のうえ了承を得ておくことが重要です。(確認申請が提出されてもその必要性等が確認できない場合も自己負担扱いとなります。)

利用者等に十分な説明や了承もなく、対象外となったことによる費用を遡って利用者等に求めることはトラブルの原因となりますので、十分注意してください。

② 18年4月施行の例外給付の要件に合致しているにもかかわらず、確認申請書の提出がなされている。

この場合、確認申請書の提出は不要です。また、別紙<表1>のオ - (2)、オ - (3)については、該当する認定調査項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断すれば、確認申請書の提出は不要です。

③ 単純に「福祉用具貸与が必要」のみの記載で、医師の医学的な所見による具体的な疾病、その他の要因及び状態像が明記されていないため当該福祉用具貸与の必要性が確認できない。

あくまで軽度者の福祉用具貸与は例外的な措置であることを前提に、医学的所見により当該福祉用具が必要な状態像に該当することが前提となります。

なお、医師の医学的所見を求める際には、当該利用者が別紙<表2>の状態像に該当する旨を確認することが重要です。したがって、介護保険の専門家であるケアマネジャー等としての医師への依頼、聴取の方法を工夫することが必要です。

なお、一つの方法によってのみでは、当該利用者が福祉用具貸与の必要な状態像である旨の医学的所見を確認することができない場合、他の方法と併せて複数の方法により確認するなど必要な場合があります。

④ 確認申請書類（添付書類を含む。）の日付に整合性がとれていない、日付がない。

医師の医学的な所見の確認日より担当者会議の開催日が前の日付であるなど。

具体的な手続の流れは、「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付の流れ（フロー図）」に従い整合性がとられている必要があります。

⑤ 福祉用具貸与の必要性の検証が行われていない。

福祉用具貸与の貸与を継続するためには、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催することによりその必要性の検証が必要です。単なる点検作業は、検証とは異なりますので指定基準等十分理解の上、運用してください。（通常の福祉用具貸与も同様の取扱となります。）

また、特殊寝台の2モーターから3モーターへの変更などについても、その必要性が異なることから、再度検証及び例外給付申請が必要となりますので、ご注意ください。

⑥ 車いす、特殊寝台（同付属品を含む。）に係る付属品のみの貸与について

車いす、特殊寝台を利用者自ら購入又は譲渡等により既に所有している場合において、当該福祉用具に係る付属品のみの貸与を受けようとする際も同様に一連の例外給付の手続が必要です。※本体部分である車いす又は特殊寝台の利用の妥当性、必要性が前提となります。

⑦ 更新認定及び区分変更認定による要介護度の変更時に確認申請が提出されていない。

下記のいずれの場合も直近の基本調査の結果を確認の上、認定調査の結果が要件に該当しない場合、確認申請が必要です。

- ① 要介護1 ⇔ 要支援1、2 への変更
居宅介護支援事業所 ⇔ 地域包括支援センター とケアプラン作成機関に変更が生じた場合
- ② 要支援1 ⇔ 要支援2（地域包括支援センター）
- ③ 要介護2以上 ⇒ 要介護1、要支援1・2
既に福祉用具の貸与を受けている要介護2以上の者が要介護1以下の認定を受けた場合

⑧ 担当の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更された場合に確認申請の有無が確認できないまま利用がなされていた。

認定有効期間の途中で居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）の変更が生じた場合、事業所間の確実な引継ぎを行ってください。

事業所の変更が生じた日が属する介護度の有効期間中は、前事業所が提出した確認申請を変更後の事業所が行ったものとみなします。

（例）A居宅介護支援事業所 ⇒ B居宅介護支援事業所

必ず関係書類の写し等提供を受け（入手し）、また、実際にサービスを提供する福祉用具貸与事業所とも十分連携をとるなど適切な措置をとってください。

<注意>

事後に行われる上記福祉用具の貸与状況の实地調査又は監査等（市、県が実施）によって、上記の一連の手続や必要性の検証作業が適切に行われていなかったことが判明した場合、保険給付費の返還を求める場合も想定されます。（通常の福祉用具貸与も同様）

軽度者への福祉用具貸与は、あくまで例外的な取り扱いであるという原則を踏まえ、適切なケアマネジメントのもと運用を行ってください。

（ ・平成 20 年 5 月作成 ・平成 20 年 9 月 訂正・追加
・平成 30 年 8 月追加 ・令和 5 年 9 月 追加
・令和 6 年 4 月訂正・追加 ）

◎軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付の流れ(フロー図)

